

## 川崎市税公告第173号

次の市税に係る納税通知書・特別徴収税額の決定・変更通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和7年12月11日

川崎市長 福田 紀彦

### <納税通知書>

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	第3期分以降	令和8年1月5日 (第3期分)	計9件
令和7年度	市民税・県民税・ 森林環境税 (普通徴収)	第4期分	令和8年2月2日 (第4期分)	計24件

### <特別徴収税額の決定・変更通知書>

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	市民税・県民 税・森林環境税 (特別徴収)			計3件

(別紙省略)